

米子市監査委員告示第3号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月14日

米子市監査委員 住 田 篤 美
米子市監査委員 陶 山 晃
米子市監査委員 安 田 篤

1 監査の対象

障がい者支援課

2 監査の範囲

主として平成26年4月1日から同年12月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成27年2月24日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山 晃・安田 篤

5 監査対象の概要

障がい者支援課の組織は別図のとおりで、主な担当業務は次のとおりである。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。次号において「障害者総合支援法」という。）による自立支援給付及び地域生活支援事業に関すること。
- (2) 障害者総合支援法による障害福祉計画に関すること。
- (3) 障がい者福祉サービスの総合調整及び連絡に関すること。
- (4) 身体障がい者及び知的障がい者の更生援護及び相談援助に関すること。
- (5) 精神保健及び精神障がい者の福祉に関すること。
- (6) 障害児福祉手当、特別障害者手当及び特別児童扶養手当に関すること。

- (7) 戦傷病者の援護に関すること。
- (8) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）により市が処理することとされた戦傷病者特別援護法施行規則（昭和38年厚生省令第46号）に基づく事務に関すること。
- (9) 戦没者遺族の援護に関すること。
- (10) 心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズに関すること。
また、平成26年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成26年12月末日現在）は別表のとおりであった。

6 監査の主眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

7 監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

8 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と経理事務

ア 資金前渡に関する事務については、現金出納簿における支払日の記載を誤っているものがあったので、今後、適正に処理すること。

イ 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

ウ 私有自動車の公務使用に関する事務については、適正に処理されていた。

エ 収入に関する事務については、適正に処理されていた。

オ 委託料に関する支出事務については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に該当するものとして行った随意契約による委託において、支出負担行為決議書に随意契約理由書の添付がないものがあったので、今後、適正に処理すること。

カ 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

キ 負担金補助及び交付金の支出事務については、補助金の交付事務において、実績報告書の提出が遅延しているものがあったので、今後、適正に処理すること。

ク 扶助費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

ケ 時間外勤務手当等に関する事務については、適正に処理されていた。

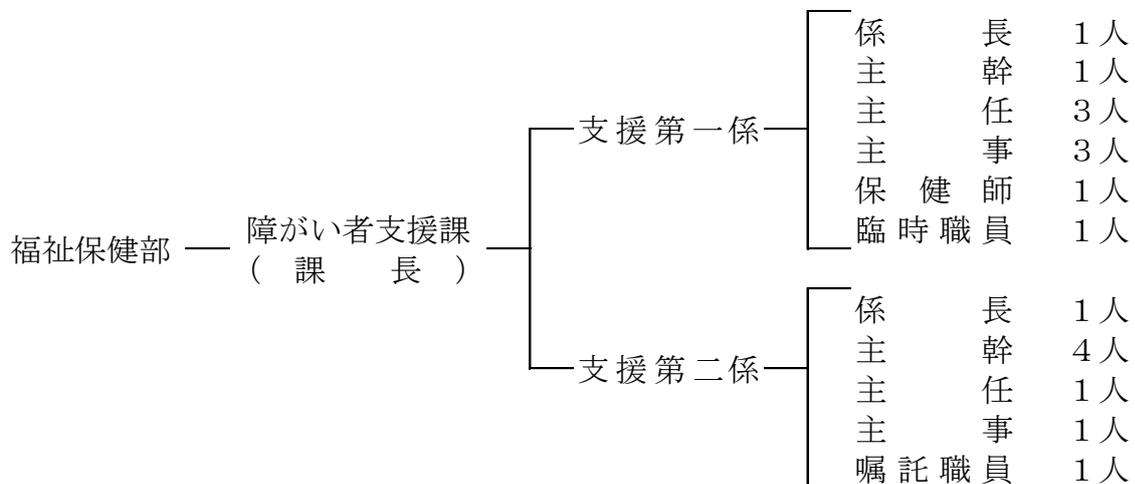
(2) 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備に関する事務については、障がい者支援課の公有財産台帳副本を総務管財課の公有財産台帳正本と照合した結果、公有財産貸付台帳副本において、登録事項の修正をしていないものがあったので、今後、適正に処理すること。

(3) 物品の管理に関する事務

備品の管理に関する事務については、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

別 図 組織図



別 表 平成 2 6 年度一般会計歳入歳出予算執行状況

(平成 2 6 年 1 2 月末日現在)

歳 入

(単位;円.パーセント)

| 費 目 | A 予 算 現 額 | B 調 定 額 | C 収 入 済 額 | B - C 収 入 未 済 額 | C/A | C/B |
|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------------|------|-------|
| 民 生 使 用 料 | 92,000 | 77,440 | 8,560 | 68,880 | 9.3 | 11.1 |
| 民生費国庫負担金 | 1,607,079,000 | 1,488,135,265 | 1,098,156,509 | 389,978,756 | 68.3 | 73.8 |
| 民生費国庫補助金 | 96,199,000 | 56,516,000 | 0 | 56,516,000 | 0.0 | 0.0 |
| 民生費委託金 | 456,000 | 437,759 | 0 | 437,759 | 0.0 | 0.0 |
| 民生費県負担金 | 772,652,000 | 739,876,787 | 0 | 739,876,787 | 0.0 | 0.0 |
| 民生費県補助金 | 66,471,000 | 10,917,257 | 2,720,447 | 8,196,810 | 4.1 | 24.9 |
| 民生費委託金 | 26,000 | 25,000 | 0 | 25,000 | 0.0 | 0.0 |
| 財産貸付収入 | 0 | 677,079 | 0 | 677,079 | - | 0.0 |
| 雑 入 | 1,253,000 | 1,033,740 | 1,033,740 | 0 | 82.5 | 100.0 |
| 民 生 債 | 16,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0.0 | - |
| 合 計 | 2,560,228,000 | 2,297,696,327 | 1,101,919,256 | 1,195,777,071 | 43.0 | 48.0 |

歳 出

(単位;円.パーセント)

| 費 目 | A 予 算 現 額 | B 支 出 負 担 額 | C 支 出 済 額 | A - C 予 算 残 額 | C/A | C/B |
|-----------|---------------|----------------|---------------|------------------|------|------|
| 社会福祉総務費 | 110,000 | 61,246 | 60,566 | 49,434 | 55.1 | 98.9 |
| 障がい者福祉費 | 3,320,842,000 | 2,380,706,404 | 2,153,130,816 | 1,167,711,184 | 64.8 | 90.4 |
| 障がい者福祉施設費 | 56,011,000 | 53,338,525 | 46,446,525 | 9,564,475 | 82.9 | 87.1 |
| 児童福祉総務費 | 456,000 | 413,257 | 393,553 | 62,447 | 86.3 | 95.2 |
| 児童措置費 | 144,264,000 | 99,374,760 | 88,898,701 | 55,365,299 | 61.6 | 89.5 |
| 合 計 | 3,521,683,000 | 2,533,894,192 | 2,288,930,161 | 1,232,752,839 | 65.0 | 90.3 |